

## 学校感染症と出席停止期間一覧

	感染症の種類	出席停止期間の基準	
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎(ポリオ)		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス)		
	中東呼吸器症候群 (MERS コロナウイルス)		
	特定鳥インフルエンザ		
	指定感染症および新感染症		
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない
	新型コロナウイルス感染症	発症した*1 後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。 (*1:無症状の感染者に対する出席停止の取扱については、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とする。)	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	腫瘍症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
結核			
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス・パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
その他の感染症*			

\*溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など